

京都市桃陽病院の今後の在り方に関する検討会の公開の取扱いについて

1 公開の基準

京都市桃陽病院の今後の在り方に関する検討会は、京都市市民参加推進条例第7条第1項に基づき公開する。

ただし、京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報については非公開とする。

2 公開の方法

(1) 会場に傍聴者席及び記者席を設ける。

(2) 公開する協議事項に係る会議資料は、傍聴者及び記者の全員に配布する（ただし、個人情報に係るものを除く。）。

(3) 座長は、会議の公正かつ円滑な運営を進めるため、必要と認める場合は、傍聴者等に退場を命じることができる。

3 公開の周知

会議の開催ごとに、会議の開催及び公開について周知する。

4 公開の定員

傍聴者の定員は、当日先着順で5名（ただし、会場の都合により変動）とする。

5 会議における遵守事項

(1) 傍聴者等が、会議中の質問、発言及び会議の公正かつ円滑な運営を妨げる行為等を行うことを禁止する。

(2) 傍聴者等が、座長の許可なく、会場内で写真撮影及び録音を行うことを禁止する。

(3) 傍聴者等は、2の(3)により退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

6 その他

この取扱い以外に、会議の公開に関し必要な事項は、子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子育て支援担当部長が定めるものとする。